

広島県呉市

報道発表資料



令和8年2月27日

福祉保健部福祉保健課指導監査室

☎0823-25-3039

福祉保健部障害福祉課

☎0823-25-3112

指定障害児通所支援事業者に対する行政処分について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」といいます。）第21条の5の24第1項の規定により、次のとおり指定の取消しを行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社歩^ほ歩
- (2) 代表者 代表取締役 住久 貴美子
- (3) 法人所在地 呉市広古新開五丁目5番25号

2 対象事業所

ア 歩歩

事業種別	児童発達支援・放課後等デイサービス
所在地	呉市広古新開五丁目5番25号
事業所番号	3450500099
指定年月日	平成24年4月1日

イ アーチ

事業種別	放課後等デイサービス
所在地	呉市広古新開五丁目5番26号
事業所番号	3450500131
指定年月日	平成24年5月1日

ウ 放課後等デイサービス事業所ハーモニー

事業種別	放課後等デイサービス
所在地	呉市広古新開五丁目4番16-102号
事業所番号	3450500354
指定年月日	令和2年4月1日

3 指定取消処分を行う日

令和8年2月27日（金）

4 指定取消年月日（指定の効力失効日）

令和8年4月1日（水）

5 処分理由

(1) 不正請求（法第21条の5の24第1項第6号）

次のとおり不正請求を行った。

ア 児童指導員等加配加算及び送迎加算が算定できないにもかかわらず、当該加算を算定し、障害児通所給付費を請求し、受領した。

イ サービス提供記録を改ざんして障害児通所給付費を請求し、受領した。

ウ 定員超過減算を算定しなければならないにもかかわらず、定員超過減算を算定せずに障害児通所給付費を請求し、受領した。

※不正請求期間

- ・歩歩：5年（令和2年2月から令和7年1月）
- ・アーチ：5年（令和2年2月から令和7年1月）
- ・放課後等デイサービス事業所ハーモニー：2年3か月（令和4年11月から令和7年1月）

(2) 虚偽報告等（法第21条の5の24第1項第7号及び第8号）

令和7年2月7日の監査時に、代表者が虚偽報告等を行った。

6 事業者に対する呉市返還請求額

合計 約1億4,300万円

返還金：呉市処分	約3,900万円
広島県処分	約6,300万円（※1）
加算金：約4,100万円	（※2）

※1 広島県が同日に処分を行う当該事業者に係る呉市利用者分の返還請求額

※2 法第57条の2第2項の規定により、事業者が偽りその他不正の行為により障害児通所給付費の支給を受けたときは、市町村は当該事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100の40を乗じて得た額を支払わせることができることとされています。

7 利用者への対応について

当該事業所を現在利用している児童については、指定の取消年月日（指定の効力失効日）までに、他の障害児通所支援事業所を受入先として確保できるよう、関係事業所と調整します。